

第 5 回都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

都幾川村・玉川村合併協議会

会 議 録

会 議 の 名 称		第 5 回都幾川村・玉川村合併協議会	
開 催 日 時		平成 1 7 年 1 月 2 6 日（水） 開会 午後 2 時 0 0 分 閉会 午後 2 時 5 8 分	
開 催 場 所		玉川村文化センター（アスパアたまがわ）2 階	
議 長 氏 名		関口 定男	
出席者及び欠席者氏名		別紙名簿のとおり	
事務局職員出欠		別紙名簿のとおり	
会 議 事 項	1 議 題 * 別紙資料のとおり		2 会 議 結 果 (1) 報 告 事 項 承認される (2) 協 議 事 項 決定される
会 議 の 経 過		別添のとおり	
会 議 資 料	会議資料 席次表		
そ の 他 の 必 要 事 項			
署 名			
署名委員 杉 田 哲 夫			
署名委員 関 和 常 夫			

都幾川村・玉川村合併協議会委員名簿			
委員区分	選 出	氏 名	出 欠
1号委員（村長）	都幾川村長	大 澤 堯	出 席
2号委員 （議長及び議員）	都幾川村議会議長	岩 田 鑑 郎	出 席
	都幾川村議会議員	田 中 旭	出 席
	都幾川村議会議員	岡 野 明 夫	出 席
	玉川村議会議長	前 田 典 利	出 席
	玉川村議会議員	浜 添 和 子	出 席
	玉川村議会議員	杉 田 哲 夫	出 席
3号委員 （助役及び教育長）	都幾川村助役	杉 田 齊	出 席
	都幾川村教育長	清 水 孝 一	出 席
	玉川村助役	山 口 芳 平	出 席
	玉川村教育長	野 口 昌 夫	出 席
4号委員 （学識経験を有する者）	都幾川村	西 澤 明 彦	出 席
		上 雅 子	出 席
		関 和 常 夫	出 席
		山 口 博 司	出 席
	玉川村	高 柳 寛	出 席
		馬 場 功	出 席
		村 田 朝 子	出 席
		堀 口 一 敏	出 席
	埼玉県職員	野 本 壽 永	出 席

都幾川村・玉川村合併協議会事務局名簿		
担 当 名	氏 名	出 欠
事務局長	澁 澤 陽 平	出 席
総務班	清 水 健 治	出 席
	梅 沢 宜 之	出 席
計画調整班	小野田 隆	出 席
	荻久保 充 也	出 席

○司会

定刻になりましたので、ただいまから第5回都幾川村・玉川村合併協議会を開会いたします。

初めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。第5回協議会資料及び新町建設計画、こちらが各1冊、最後に本日の席次表でございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○司会

それでは、次第に従いまして、当協議会会長であります関口定男玉川村長から、開会に当たりましてごあいさつを申し上げます。

○会長

改めまして、皆さんこんにちは。また、今年になって初めてということで、明けましておめでとうございます。昨年は皆さんには大変お世話になりました。また、今日は第5回の都幾川村・玉川村合併協議会に全員の皆さんに出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

昨年はこの合併協議会が立ち上がりまして、スピードを持ってということで非常に速いスピードでいろいろ協議をしていただきました。特に11月1日にこの合併協を立ち上げまして、約2カ月弱で大体の重要な項目を協議していただきました。事務局を初め、委員の皆さんには大変感謝を申し上げたいと思います。特に一番最後の12月の第4回合併協の中では、皆さんにできれば年内に重要項目についてはぜひ決定をいただきたいとお願いをいたしました。そんな中で、昨年のうちにこの合併の重要項目につきましては、対等合併で行う。そして、合併の期日は平成18年2月1日とする。そして、新町の名称は平仮名で「ときがわ町」とする。そして、新町の役場の位置は、現在の玉川村役場を使う。そして、大変、議員の皆さんにはご尽力をいただき、また4号委員さんにも大変ご意見をいただきましたけれども、議員の定数につきましては16名、そして在任特例は使わない。こうした重要項目を年内のうちに皆さんに決定をいただきました。会長といたしまして、皆様に心から重ねて厚くお礼を申し上げたいと思います。

協定項目も49の協議が終わりました。今日は新町の建設計画、最後の一つの協議に入るわけですが、けれども、今日も慎重審議をお願い申し上げますとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、当協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長がこれに当たることとなって

おりますので、関口会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに運営できますように、皆様のご協力をお願い申し上げます。

まず、会議の成立の関係でございます。本日の出席者は21名中21名全員でございます。本協議会規約第9条第1項に規定する過半数に達しておりますので、本日の会議は成立要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日の会議につきましては、当協議会会議運営規則にのっとり、傍聴定員30名により進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の協議会の会議録署名人の指名でございますが、玉川村の2号委員、杉田哲夫委員さんと、都幾川村の4号委員、関和常夫委員さんをお願いいたします。お二人におかれましては、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、(1) 報告事項でございますが、報告第7号 住民説明会の実施について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長

それでは、報告第7号 住民説明会の実施についてご説明いたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。都幾川村・玉川村合併協議会では、本協議会において協議、決定されました内容を住民の皆様にお知らせし、合併に関するご理解を深めていただくために、都幾川村、玉川村と共催で都幾川村及び玉川村の合併に関する住民説明会を開催いたします。開催日程につきましては、2月17日木曜日から19日土曜日にかけて、都幾川会場2回、玉川会場2回、都合4回の開催を予定しております。2月17日及び18日の平日は、仕事帰りの住民の方にも参加していただけるように午後7時から、また9日の土曜日は、お年寄りやご家庭の主婦の皆様にも参加していただけるよう午前10時からと午後3時からに設定いたしました。また、開催場所といたしまして、都幾川会場では2月18日、19日、いずれも都幾川村中央公民館の3階講座室を予定しております。また、玉川会場は2月17日はここ玉川村文化センター、アスパタまがわと言った方がわかりやすいかと思いますが、こちらの大ホールを、また19日はお隣の玉川村中央公民館の2階講堂を予定しております。

内容につきましては、この後協議第64号でご協議いただく新町建設計画の概要及び行政サービスと住民負担の方向性についての説明並びに質疑応答を中心に考えております。説明資料といたしましては、新町建設計画概要版と行政サービスと住民負担の方向性を予定しております。

まず、新町建設計画概要版につきましては、県との事前協議を踏まえまして修正を加えた新町建設計画案、こちらをもとに現在校正作業を進めておるところでございます。全体で16ページのものと考えておりまして、できるだけ活字は省略し、住民の皆様手に取って読んでいただけるよう配慮したいと考えております。本日協議第64号で新町建設計画を原案のとおり決定していただければ、2月中旬から行政区の区長さんを通じまして、この新町建設計画概要版を全戸配布する予定でございます。

また、行政サービスと住民負担の方向性につきましては、恐れ入りますが、資料の2ページから5ページごらんいただきたいと存じますが、資料の2ページから5ページにかけてでございますように、既にご決定いただいた協定項目の中から、特に住民の皆様の関心が高いと思われる項目を行政サービス及び住民負担と、こういった切り口で49項目を抽出し、わかりやすい表現でまとめたものでございます。

2ページには行政の仕組みがどうなるのか。例えば役場庁舎や窓口サービスはどうなるのか、議員や農業委員、役場職員の数はどうなるのか、住所の表記はどうなるのか、現状と方向性をまとめてございます。ちょっと10番の住所の表記、こちらの方向性の米印のところをごらんいただきたいと存じますが、都幾川村と玉川村が合併してときがわ町になっても、車庫証明を改めて取得する必要はございません。合併協議会の方へ車庫証明の件についていろいろとお問い合わせがございますので、あえて記載したわけでございますが、車庫証明に関しましては、自動車の保管場所の確保等に関する法律、こちらに規定されておりまして、正確には自動車保管場所証明書と言うようでございますけれども、特別区、市、町及び政令で定める村の区域にある自動車には車庫証明が必要でございます。都幾川村と玉川村の区域は、合併すれば町になるわけでございますが、同法の施行令、附則によりまして、市か町かは平成12年6月1日現在における区域で判断すると、このようにされておるところでございます。都幾川村も玉川村も平成12年6月1日時点では村のままでございますし、政令で指定された村でもございません。したがって、平成18年2月1日以降におきまして、施行令が改正されない限り、2村合併に伴い車庫証明を改めて取得する必要はございません。ちなみに埼玉県警を通じまして国に確認をいたしましたところ、今のところ施行令を見直す予定はないということでございます。

また、ここには書いてございませんが、自動車運転免許証につきましても、2村合併に伴う手続は特段必要ございませんので、免許証の本籍、住所につきましては、免許の更新等に合わせて変更すればよいようでございます。どうしても免許証の更新時まで待てないあるいは更新時以外で変更したいと、こういった方に対しましては、最寄りの警察署で手続をすることもできるようでございます。

次に、資料の2ページから3ページ、こちらをごらんいただきたいと存じますが、こちらにかけまして保健・医療・福祉はどうなるのか。例えば都幾川村で実施している出産祝金はどうなるのか、玉川村で実施している乳幼児事業医療費支給はどうなるのか、現状と方向性をまとめてございます。

また、資料の3ページから4ページにかけまして、ごみ収集などの生活環境はどうなるのか、イベントなどの農林・商工・観光はどうなるのか、通学区域や村民体育祭などの教育・文化はどうなるのか

か。また、コミュニティ事業などの地域コミュニティはどうなるのか、現状と方向性をまとめてございます。

また、資料の4ページから5ページにかけましては、住民負担として地方税等あるいは各種使用料、手数料はどうなるのか、現状と方向性をまとめてございますが、そのほとんどは今までどおり変わりはございません。ちょっと41番の国民健康保険税、こちらをごらんいただきたいと存じますが、国民健康保険税につきましては第3回合併協議会でご決定いただいたとおり、税率は平成18年4月から統一することとしております。合併に反対する立場から、合併をすると税率が上がるということをおっしゃる方がいらっしゃるようでございますが、これは誤解に基づくものではないか。少なくともこの2村合併には当てはまらない議論ではないかと考えております。そもそも税率は、税収入や保険給付費など保険財政のバランスを考慮して決定されるべきものでございます。保険給付費が高くなれば、国民健康保険基金を取り崩して対応する場合は別といたしまして、必然的に税率は上がります。逆に保険給付費が低くなれば、税率を下げるか年度間の給付費の調整を図るために、国民健康保険基金に積み立てることとなります。都幾川村と玉川村の税率を見ますと、玉川村の税率の方が若干低いようでございますが、これは国民健康保険基金を取り崩して対応してきた結果でございまして、基金保有額は平成15年度末現在でございますが、都幾川村が1億円を超えているのに対しまして、玉川村では1,000万円を切っておると、このような状況でございます。

43番の介護保険料も同様でございまして、保険料は保険料収入や保険給付費など保険財政のバランスを考慮して決定されるべきものでございます。いずれにいたしましても、国民健康保険税の税率あるいは介護保険の保険料につきましては、合併をするから上がる、合併しないから下がるというものではございません。合併をしてもしなくても、保険財政の状況により上がるものは上がる、下がるものは下がるというものでございます。ただ、少なくとも言えることは、合併することによりまして事務の効率化が図れますので、その部分において合併効果が期待できるということでございます。

なお、ここに記載されております方向性につきましては、現時点での方向性でございまして、現在両村の担当課で事務作業の一元化に向け鋭意取り組んでいただいております。住民説明会開催にはまだ時間がございますので、それまでの間に方向性が具体化したものにつきましては、最新の内容に差し替え説明させていただきたいと考えております。例えば都幾川村で未実施の児童医療費支給事業、資料3ページの16番になりますが、児童医療費支給事業につきましては、第3回合併協議会におきまして、玉川村の例により合併翌年度当初に統合することをご決定いただいたわけでございますが、その際委員さんの方から、合併時に統合することはできないのかとのご意見をいただいたところでございます。担当課でも委員さんからの意見を真摯に受けとめ、統合の前倒しはできないか、医師会や個人医とも鋭意調整しているところでございます。ぜひとも前倒しで実施できるよう、事務局といたしましても期待しているところでございます。

なお、住民説明会に配布する行政サービスと住民負担の方向性についてのペーパーにつきましては、

A 3 サイズに印刷したものを二つ折りにしまして見開きのものにして配布したいと、このように考えております。

また、当日の質疑応答についてでございますが、都幾川村及び玉川村との共催ということでございますので、本協議会の会長、副会長、幹事長、副幹事長、事務局長のほか会場の課長級以上の役場職員にも出席いただき対応したいと考えております。協議会委員の皆様におかれましても、合併に関する住民の皆様方の疑問や考え方などを知ることができるせっかくの機会でもございますので、住民の一人という立場でご都合のつく日にぜひとも足をお運びいただきますよう、この場をお借りしてお願いいたします。

なお、住民説明会開催の周知方法といたしましては、本協議会のホームページに掲載いたしますとともに、周知用のチラシといたしまして協議会だより第 5 号、こちらをあさっての 28 日金曜日から、行政区の区長さんを通じまして全戸配布する予定でございます。

報告第 7 号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいま報告第 7 号につきまして説明がありました。

何かご質問等ございますか。

はい、どうぞ。

○委員

まず協定項目 22—15 の中で父子手当というのが都幾川村でやっていたのが廃止されますよね。「行政サービスと住民負担の方向性」という冊子の中で 15 番に当たるのだと思うのですが、今までどおり受給できますということになっているのは、父子手当は含んでいないのであれば、そういうこと言えると思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○会長

局長。

○事務局長

父子手当についてでございますが、15 番、児童手当、児童扶養手当等の中には含まれておらないということでご理解いただきたいと存じます。父子手当につきましては、合併時に廃止するということで決定いただいておりますので、父子手当を廃止するかわりといってはなんですが、児童医療費支給手当、こういった部分を手厚くして対応してまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

それと、もう一つ、放課後児童対策がこの中に19年度で再編するというふうな形になってはいますが、学童保育の施設に都幾川村では村単独の補助も出しているわけなのですが、そういう制度が19年に再編するよというようなことを載せておいていただいた方がいいかなというふうに思うのですが、ひとつ。

それと、もう一つ、玉川村で今商工会で利子補給の制度がございますね。これは都幾川ではないのですが、そういうのもPRの一環として再編するよというようなことを、質問があれば答えられますけれども、載せておいていただければ、その方がPRになるのかなというふうな気がするのですが、いかがでしょうか。

○会長

局長。

○事務局長

まず、1点目の放課後児童クラブの関係についてでございますが、こちらについては合併時に急激に変化するようなものはないかあるいは変更があるようなもの、こういったようなものを中心にこちらの方向性についてはまとめたものでございます。放課後児童クラブの今後の対応につきましては、運営主体であります父母会との協議、これが先行するわけでございますので、その方向性が全く見えておらないという状況でございますので、あえてここでは書けないのかなと、そのような考え方でここには掲載していないものでございます。

また、利子補給の件についてでございますが、利子補給につきましても原則としてこのまま継続していきたいと、このような考え方でございますが、今回お配りします行政サービスと住民負担の方向性につきましては、より多くの住民の方に影響があるようなもの、こういったものを抽出したものでございます。したがって、商工会関係の利子補給事業等につきましては、商工会関係との会合があった機会をとらえまして、村長、助役等からPRしていただければ、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○会長

よろしいですか。ほかにございますか。

特に今局長の方から説明がありましたけれども、国民健康保険の件で恐らく住民説明会のときに質問等があるのではないかと。差があるのではということで、その辺を強調して今説明をしたわけですが、玉川村の方も平成17年度には都幾川村とあわせてこの国民健康保険の方は行くということで大体決まっております。ですから、この辺の問題も今局長の方からも話がありましたけれども、基金の問題、将来見たときに、やはり玉川村としても上げるという方向づけがありますので、合併するから上げるという問題ではないと、その辺の話をしたということだと思います。

ほかに何か、よろしいですか。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

報告第7号につきましては、報告のとおりご承認いただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

報告第7号につきましては、ご承認をいただきました。

次に、(2) 協議事項でございますが、まず協議第64号 協定項目5 新町建設計画についてをご協議をしていただきたいと思います。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

協議第64号 協定項目5 新町建設計画について。新町建設計画について、別紙のとおり提案する。

新町建設計画につきましては、埼玉県との本協議を行う前に事前協議が必要ということから、12月21日開催の第4回協議会でご承認をいただき、その内容をもって県と事前協議を進めてまいりましたが、このたび埼玉県から内容そのものを大きく修正するものはございませんでしたが、内容の数力所について表現方法などにつきまして、修正等についての検討が必要ではないかのご意見をいただいたところでございます。今回はそれらの内容を中心に県との調整を図った上で、表現を追加したところや改めたところがございますので、その部分につきましてご説明させていただき、その修正内容をもちまして、これから行います埼玉県との本協議に臨みたいと考えているものでございます。

それでは、お手元の冊子になっております新町建設計画案をお願いいたします。なお、変更部分につきましては下線を引いておりますので、よろしくをお願いいたします。

2ページをお開きください。(1) 共通する生活圏への対応の下から3行目で「JR八高線明覚駅

を」の部分でございますが、共通する生活圏の例示として両村の代替バスとしておりましたが、利用客の多い八高線に変更させていただいたものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。本ページにつきましては、資料の訂正ということでお願いいたします。1、位置・地勢の下から4行目で「ています。都幾川村中の」という形で表記されております。下線引いておりませんが、こちらが「都幾川村の中央部には」という本来の文言でございましたが、「中」の字と「の」の字が逆転しております。申しわけございませんが、訂正ということでよろしくをお願いいたします。

11ページをお願いいたします。(3) その他の調査の玉川村部分でございますが、下線部分を追加いたしまして、調査結果をわかりやすくさせていただいたものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。下段の(7) 計画的な行財政運営の最初に「個人情報の保護に配慮しつつ」と追加しております。これは事前協議の結果、埼玉県より住民参加の推進には情報公開の充実が求められる一方、個人情報に対する最大限の配慮が必要不可欠であり、個人情報の保護の観点を盛り込むことについて検討が必要とのご意見をいただき追加したものでございます。

25ページをお願いいたします。(1) 農業の活性化の8行目、「森林管理道」の部分でございますが、前回まで「林道」となっておりましたが、埼玉県より、現在県内は森林管理道で名称を統一しているとのご意見をいただきましたので、修正したものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。(1) 住民参加の推進の1行目、「個人情報の保護に配慮しつつ」の部分ですが、15ページと同様県の意見を参考に追加しております。

続いて、(2) の効率的な行財政運営ですが、効率的な行財政運営には適正な定員管理、給与の適正化、簡素・効率的な行政組織の確立が不可欠であり、計画作成の基本方針でも述べているので、明記する必要があるのではないかと県のよりご意見がございましたので、「簡素で効率的な行政組織体制の確立に努めます。また、職員の定員管理及び給与の適正化に努めます」と追加させていただいたものでございます。

最後の35ページをお願いいたします。財政計画の下段、歳出の部分ですが、前回の第4回協議会で協定項目7の議会の議員の定数及び任期の取扱いで在任特例を使用しないことと、定員を16人にするとのご決定をいただきましたので、人件費が平均で約800万円減少するため、各年の人件費を減額し、減額分をその他に計上する修正を行ったものでございます。

以上がこのたびの事前協議に基づく埼玉県からのご意見などを踏まえまして加筆、修正を加えた部分でございますが、この修正後の内容をもちまして新町建設計画としたいというものでございます。

それから、最後にこの新町建設計画に関します今後の手続きにつきまして若干ご説明させていただきます。建設計画につきましては、県との事前協議は済みましたが、これを踏まえまして今後本協議を進めていくことになります。この本協議につきましては、埼玉県知事に対して行うものでございまして、県との協議につきましては、この本協議について県知事からの回答をいただくことをもっ

て一応手続的には終了となります。なお、本協議に要する時間といたしましては、知事決裁の関係もありますことから、2週間程度を見込んでほしいというふうに県の担当者から伺っているところでございます。したがって、事務局といたしましては、本日の修正後の計画内容をもちまして、新町建設計画として最終的なご確認をいただき、直ちに本協議の手続に入りたいと考えております。

新町建設計画案の説明につきましては、以上でございます。

○会長

ご苦労さまでした。

ただいまの協議第64号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。ございますか。

はい、どうぞ。

○委員

新町建設計画につきましては、何度も読ませていただきました。今まで玉川にはなかったのですが、都幾川村には「木のむら」というキャッチフレーズがあったように思います。新しい町をよそにもアピールするためにも、何かここに第8番目の美しいまちづくりプロジェクト、ここに入るのかとも思いますけれども、せっかく両村を貫く清流の都幾川がある。この都幾川を名称にしたわけですから、お金もかからないで都幾川をきれいな清流を守るといって、何か大きな目的というか住民意識をそこへ持っていくようなものはこの中に盛り込めないのでしょうか。特に町名が「ときがわ」という、本当に日本を代表する四万十川だとか、ここには及びませんけれども、いずれにしても源流からあるわけですから、あの都幾川を特に清流を守っていくというような何かが入って、よそにアピールするようなものを考えていけたらと思いますけれども。

○会長

それでは、事務局の方で答えていただけますか。

○副会長

ふるさとデザインプロジェクトの中で。

○会長

ちょっと今副会長の方からふるさとデザインプロジェクトの方でも考えているという話で、これのともとも木は強調しておりますし、特に都幾川の場合は木のむらというのが随所に出ていると思いますけれども、玉川の場合は里山ということで、各項目の中にはそういう木のむら、木のまちといいま

すか、それは出てきていると思いますけれども。

○副会長

新町ができて、例えば木のむらキャンプ場については木のむらキャンプ場を通したいなど、そんな思いはしているのですけれども、木のまちキャンプ場という形ではなくて木のむらキャンプ場。そこには村長さんもいますので、木のむらキャンプ場の村長みたいな形で今運営していますけれども、そんなふうなイメージは大事にしないではいけないなと思います。

それから、今さっき会長にも言ったのですけれども、ふるさとデザインプロジェクト、この中でイメージ戦略として、やはりこれからどのような形でやっていくのかというのは、当然新しい町で私は重要な政策の一つだと思っていますので、そういう中でイメージ戦略として、当然それは新しい町のいいネーミングを考えるべきではないかなと、そんなふうに思うものであります。ぜひ新しい町ができて、この川を大事にするというのが全国的な運動にも今発展しているようですし、それはおのずと今度は山を大事にしたりそういったものにもつながるのだと思うのです。いずれにしても、環境のいい町という印象をぜひ与えるようなものを考えてほしいと思っています。

以上です。

○委員

是非、新しい町ができて、この川を大事にするという、全国的な運動にも今発展しているようです。それは自ずと今度は山を大事にしたりそういったものにつながるんだと思います。いずれにしても、環境のいい町という印象を、ぜひ与えるようなものを考えてほしいと思っています。

○会長

特に今回の都幾川村と玉川村の合併では山林が70%以上になりますので、特に木、山林等の保全等も考えなくてはならないですし、特に木につきましては前面に出しているんな施策の中でやっていくと思いますけれども、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

基本的な問題で何かとんちんかんな質問かもしれませんが、新町の建設計画というのは合併協議会でつくるわけですね。提出するわけですね。そうすると、新町において、例えば先ほど県の方からご指摘があったというように、こういう給料の適正化とか人員の適正化とかに努めますというのを、合併協議会で責任持てるのかなという、そういう質問なのですから、その辺はこういう新

町の計画のつくり方としては、そういう言い方をするのが常套なのでしょうか。

○会長

では、事務局どうぞ。

○事務局

ご指摘の件でございますが、詳細な事務事業につきましては、今の内容ですと両村の総務課の方で統合すべく作業を進めているところでございますが、その計画にうたっている部分、それを加味しましてやるという意味で、計画で方向性の方をはっきりさせるというふうな形になっております。

また、計画の基本的な考え方の部分のところにも、３ページ、（５）に基本的な考え方がございますが、エのところで適正な職員体制の推進等行政改革を推進し、組織、運営の合理化を図るものとして考え方をうたっておりますが、後ろの本題の部分に入っていないということでご指摘を受けたというふうに受け取っておりますので、それを反映して両村の事務の方でそれに沿って進めていくというような形で受け取っております。

以上でございます。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

これに基づいて新しい町の町長が総合振興計画つくるわけですね。それはこれを引き継ぐ形で、これに制約受ける形で総合振興計画をつくるわけですか。

○事務局

新町建設計画が新町の方の総合振興計画のベースになります。

○委員

そうすると、今両村の村民に対して地元産業とかいろんなことを図りますとか強化しますとか進めます、育成します、そういうことを言いきってしまったいいのでしょうかという疑問なのです。

○会長

では、私の方から答えさせていただきますけれども、本来の建設計画につきましては、都幾川村にしても玉川村にしても総合振興計画があります。その中で、両村の合併の中でそれを基本につくって

きたと。先ほどの効率的な行財政運営というのは、もともと合併はそのために合併をするわけですから、これは後からこの辺が足りなかったという文言で書き込んでおります。先ほど言いましたように3ページに戻っていただくと、(5)の工の中にやはり「適正な職員体制と行政改革を推進し」ということでうたっておりますし、新町になったときには、これは当然効率的な行財政運営という面ではしっかりやっていかななくてはならないことだと思っています。そのために合併するわけですから。

○委員

いや、それだけではなくて、要は合併協議会どこまで責任を持てばいいかという話なのです。言い切ってしまうと。合併協議会はもちろん解散するわけですね。それで、解散した後に行財政改革だけではなくて、こういう質問が今さら大変申しわけないのですけれども、例えば20ページで水質汚濁防止を図ります。これは当然のことですけれども、図ります。あるいは温暖化防止の先導的な取り組みを行います。そう言い切ってしまうと、合併協議会が責任持てるのかどうかという話なのです、という疑問がふとわいたものですから、質問させてもらいました。

○会長

合併協議会の責任というのは、これをつくるということがある面では責任と言えば責任だと思いますし、これを基本に新しい町でしっかりと政策としてやっていく、そして、またその政策を実行する執行者の責任と言えば責任だと思いますけれども。

では、局長の方からも。

○事務局長

まず、新町建設計画の性格あるいは合併協議会の果たす役割についてでございますけれども、まずこの新町建設計画につきましては、この具体的な内容につきましては、合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により策定されるというものでございます。また、合併特例法の中で計画に盛り込むべき基本的な事項、これ例示されておまして、その中で合併市町村の建設の基本方針等を定めなさいと、このように規定されておるわけでございます。と申しますのは、新町になってからの進むべき方向性、こういったようなものが具体的に例示されませんと、この後両村において廃置分合申請の議案が上程されまして審議されるわけでございますけれども、その方向性等がある程度明示されておられませんと、合併、廃置分合の適否についての判断ができないと、こういったような問題もあらうかと思います。したがって、この新町建設計画につきましては、新町になってからの進むべき方向性、指針を示したものである。また、総合振興計画が策定されるまでの間のマスタープランである、このようにご理解いただきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、新町になってから新しい首長を選んで、新しい議員を選んで、それから

方向性を決めようということになりますと、新町の進むべき方向性が明示されないと、こういったような問題点が出てまいりますので、あくまで進むべき方向性、これを示すものなのだとということでご理解をいただければというふうに思います。

○会長

よろしいですか。ほかにございますか。はい、どうぞ。

○委員 29ページの美しいまちづくりプロジェクトの中にふるさとデザインプロジェクトの事業の中ですが、道路標識等を統一するとともに、観光コースの設定に従い統一した案内板を順次設置とあります。前回住居表示のことでお話しをいたしました、その件もこの中に入れてあるのかどうかお願いいたします。

○会長

事務局、住居表示について。

○事務局

前回のご質問で、電柱ですか、住居表示ということでご意見を賜りまして、ふるさとデザインプロジェクト自体には当初は含んでおらないようですが、担当の方に委員さんの方から住居表示ということで申し添えるということで前回お話ししましたが、事務をまだ進めているところで、ご意見の方は伝えてあるのですが、やる方向で行くのであれば、この中に盛り込むというような形になると思いますが、現時点ではまだお伝えしただけで、これは従前の計画で入っているものですので、現在では入っておらない状態だと思います。一応検討の方は担当の方に指示してございますので、そのようにご理解賜ればと思います。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

せっかくこの機会に、やっぱり一緒をお願いをいたしまして、ときがわ町の新しい町に住居表示をしていくことは、皆さんにとってすばらしい町になってよかったというものは皆さん感じるのではないかと思いますので、またこれを検討していただいて導入をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○会長

はい、わかりました。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○委員

農林業関係の活性化ということで文章面では一応ここに書いてあるのですが、具体的な例えば玉川の場合でいきますと、一応農推協という組織づくりはできております。それを中心として農家の皆さん集まってもらって、野菜の講習会なりあるいは先進地視察あるいは助成金なり、そういう意味の農業振興策をやっておるわけですが、今後の新町になった場合の具体的なこういった考え方があるかどうか。農林業の活性化ということで一応文面ではうたってありますが、具体的な内容が全く全然見えてこないというような形です。これから先進めていくということになりますと、農業関係ややもすると停滞ぎみなことは現状でございますので、町を挙げたそういった育成策なりあるいは具体的な振興策、これが必要になってくるのではないかなというように考えております。

それから、これでいきますと、イベント関係については玉川まつりあるいは木のむらフェスティバル、これは合併後再編成するというようなことが書いてありますが、農業振興策自体については全く具体的な動きは出ていないと、私は見えてこないというような感じでございます。この辺も何らかの形で次の新町の中にも織り込んで、そういった組織づくりというものが必要になってくるのではないかな、このように考えております。

以上です。

○会長

ページで大体どの辺ですか。仮に26ページですと、26ページの真ん中の主要事業というのがあります。この中の上から7段目に地産地消事業というのがありまして、この中に地域営農集団等育成事業、具体的には、一応こういうところに入っているのは入っていますけれども。

○委員

文章面ではありますが、さらに具体的に考えておるかどうか。内容は、この前僕これ読ませていただいていますので、地産地消、これはよくわかっておるつもりなのですが。

○会長

一応この建設計画の中では、主要な事業として、地産地消事業ということでそういうことをやると

いうことでうたっているのはあります。

○委員

考えていただいているという解釈なら結構でございます。

○会長

それは考えていますから。

○委員

はい、わかりました。

○会長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

よろしいようですので、それではお諮りいたします。

協議第64号につきましては原案のとおり決定し、埼玉県へ正式協議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございます。

協議第64号につきましては、原案のとおり決定されました。

なお、ただいまご決定いただきました新町建設計画に係る埼玉県との協議結果につきましては、次回協議会におきまして皆様にご報告をいたします。

続いて、協議第65号に入ります。第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時についてでございますが、事務局より説明をお願い申し上げます。

○事務局長

それでは、協議第65号 第6回都幾川村・玉川村合併協議会の開催日時についてでございますが、2月24日木曜日、午後3時を予定しております。

内容につきましては、報告事項といたしまして2件。1件目は、本日決定いただきました新町建設

計画、本日付で市町村の合併の特例に関する法律第5条第3項の規定に基づく県との本協議に入る予定でございますが、その本協議に係る知事からの回答をご報告する予定でございます。

また、2件目は本日の報告第7号でご承認いただきましたとおり、2月17日から19日にかけて都幾川村及び玉川村の合併に関する住民説明会を開催するわけでございますが、その開催結果につきましても速報という形になるかとは存じますが、ご報告させていただきたいと考えております。

また、協議事項といたしまして、合併協定書、本協議会の新年度の事業計画及び予算につきましてご協議させていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

なお、開催場所につきましては、第1回協議会から玉川会場、都幾川会場と交互に開催してきたところでございます。本日第5回が玉川会場でございますので、次回第6回協議会は都幾川会場の順番でございますが、確定申告の会場として使用する関係で、都幾川会場を確保することができませんでした。まことに申しわけございませんが、第6回協議会につきましても玉川会場で開催したいと考えておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

協議第65号につきましては、以上でございます。

○会長

ただいまの協議第65号につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長

それでは、お諮りいたします。

協議第65号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○会長

ありがとうございました。

協議第65号につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、本日予定の議事はすべて終了いたしました。

また、本日の協議をもちまして本協議会の協定項目、50項目すべて協議が終了いたしました。したがって、次回の協議会におきましては、都幾川村・玉川村合併協定書の内容を協議、ご決定をいただき、その後合併調印式、両村議会の議決をいただきまして、3月末日までに埼玉県知事に対しまして廃置分合の申請を行うこととなります。皆様のご協力に心より感謝申し上げますとともに、今後の合併協議会運営につきまして、さらなるご協力を賜りますようお願い申し上げます、議長の任

を解かせていただきます。

大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

次に、次第のその他でございますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○司会

それでは、閉会に当たりまして、当協議会副会長であります大澤堯都幾川村長からごあいさつを申し上げます。

○副会長

それでは、大変慎重審議いただきまして、第5回の合併協議会がスムーズになおかつ貴重なご意見いただきまして終了しますこと、心より感謝申し上げます。

いよいよ最後の詰めにまいりました。新しいときがわ町が住民の皆様からもやはり合併してよかったな、いい町ができたと言われるまで、これからいろんな細かい点もありますけれども、ぜひ重ねて皆様方の貴重なご意見を大いに反映していい町をつくっていきたいと思っておりますので、ぜひ重ねてよろしくお願いいたします。

言葉は足りませんが、大変お忙しい中をこうして全員の方にご出席いただきましたことに重ねて感謝を申し上げまして、第5回合併協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

○司会

ありがとうございました。

以上をもちまして、第5回都幾川村・玉川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

本日はご協力いただきありがとうございました。